

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、その範囲が広範にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療・介護の各機関との連携が欠かせないものになります。したがって、関係機関や町民、地域団体に計画の趣旨や内容の周知を図り、連携の強化、協力体制づくりを進めていきます。

庁内では関係各課の連携の強化や、本町の総合計画に基づく計画の推進により、事業の実現を図っていきます。

2 情報公開と事業評価

介護保険サービス、健康づくりや介護予防に関する保健事業や福祉事業・地域福祉活動など様々なサービスや制度を含め、本計画について、広報やパンフレット、ホームページなどの多様な媒体や各種事業を通し、広報活動を行って町民への周知を図っていきます。

また、計画の進行を的確に把握して事業を推進するために、行政評価などを活用しながら、より本町にふさわしい計画として実現を目指します。